

研修優良施設賞について

2018年度の研修会より、全国老人保健施設協会では、対象期間内（年度毎）の研修会の受講回数の合計が規定以上の施設に対し、「研修を受講し、質の向上に努めた」として表彰状を贈呈することといたしました。下記に詳細を記載いたしますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

1. 対象施設

全国老人保健施設協会会員施設

2. 対象期間

毎年4月1日～翌3月31日の1年間

3. 評価の基準

①評価の回数等

対象期間内に該当研修（別紙参照）を入所定員100名（サテライト含む）あたり※の受講回数が15回以上を金賞、10回以上15回未満を銀賞※とします。なお、受講回数を数える上では、施設の職員等であれば、従事している業務内容（入所・通所等）は問いません。

※原則、対象となる年の4月1日時点の入所定員数を基準とします。

※当初ご案内しておりました15回以上を金賞と位置付け、10回以上15回未満についても銀賞として評価することといたしました。（2018年度分から適用）

②回数の数え方

同一人物が複数の研修会を受講した場合は受講した複数の研修会をそれぞれ1回と数えます。また、複数の者が研修会を受講した場合も合算します。

例）同一施設の職員である、A氏が中堅職員研修会と管理者（職）研修会を受講し、B氏が看護職員研修会を受講した場合は、A氏は2回、B氏は1回となり、受講回数は3回となります。

③遅刻・早退・欠席の扱い対象

遅刻・早退・欠席については、原則受講回数としては数えません。

④研修参加者が離職・転職した場合の扱い

研修会に参加した時点で所属していた施設の実績とします。

例1）研修会受講後、当該受講者が退職した場合であっても、受講時に所属していた施設の実績として受講回数に数えます。

例2）A施設の職員が研修会受講後にB施設へ転職した場合は、A施設の実績として数え、B施設の実績としては数えません。

4. 対象期間内に当会に入会した施設／退会した場合についての扱い

中途入会した場合は対象期間内について遡って数えます。なお、退会した場合は、退会時点で評価対象施設外となります。

5. 該当施設への連絡等（該当施設の負担軽減のため、当初ご案内しておりました申請書の提出を原則廃止いたします）

原則、対象期間の終了後、当会事務局より5月中に該当施設へご連絡いたします。

受講者の転職や申込時の記載ミス等により、一部当会では把握しきれない可能性がございます。金賞若しくは銀賞に該当しているにも関わらず、当会から連絡がない場合はお手数ではございますが6月末までに当会事務局までお問い合わせください。

6. 評価について

「研修を受講し、質の向上に努めた」として表彰状をご郵送いたします。

【本件問い合わせ先・申請書提出先】

公益社団法人全国老人保健施設協会

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-15 黒龍芝公園ビル6階

TEL : 03-3432-4165 FAX : 03-3432-4172 mail : kensyu@roken.or.jp

2018 年度の評価対象となる研修会	
1	職員基礎研修会
2	中堅職員研修会
3	ケアの質を上げる研修会
4	管理者(職)研修会
5	リハビリテーション研修会
6	医師研修会
7	看護職員研修会
8	通所リハビリテーション研修会
9	看取り研修
10	安全推進セミナー
11	人材マネジメント塾
12	在宅支援・在宅復帰推進セミナー

2019 年度の評価対象となる研修会	
1	職員基礎研修会
2	中堅職員研修会
3	ケアの質を上げる研修会
4	管理者(職)研修会
5	リハビリテーション研修会
6	医師研修会
7	看護職員研修会
8	通所リハビリテーション研修会
9	看取り研修
10	安全推進セミナー
11	在宅支援・在宅復帰推進セミナー

評価対象とならない研修会	
1	全国大会研修
2	老健医療研究会
3	実地研修
4	認知症短期集中リハビリテーション研修(医師対象)
5	生活行為向上リハビリテーション研修会
6	リスクマネジャー養成講座
7	老人保健施設管理医師総合診療研修会
8	その他、無料で行うセミナー・研修等
9	当会以外が主催する研修会(都道府県協会が実施する研修会等)